



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社みちのく銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 高田 邦洋  
コ ー ド 番 号 8350 東 証 第 一 部  
問 合 せ 先 経営企画部長 須藤 慎治  
(TEL 017-774-1116)

### 定款一部変更に関するお知らせ

株式会社みちのく銀行（頭取 高田 邦洋）は、平成28年5月12日開催の取締役会において、本年6月23日開催予定の第44期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- （1）平成28年2月25日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会を設置することによって、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- （2）平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、社外取締役および監査等委員である取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（社外取締役の責任免除）の一部を変更し、変更案第33条（取締役の責任免除）とするものであります。
- （3）上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容等を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 23 日（株主総会終結時）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 優 先 株 式 第12条の2 (A種優先配当金) 当銀行は、<u>第43条</u>第1項に定める剰余金の配当をするときは、(以下省略)</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>第12条の3 (A種優先中間配当金) 当銀行は、<u>第44条</u>に定める中間配当をするときは、(以下省略)</p> <p>第12条の4～第12条の9 (条文省略)</p> <p>第12条の10 (除斥期間) 第<u>45条</u>の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 優 先 株 式 第12条の2 (A種優先配当金) 当銀行は、<u>第41条</u>第1項に定める剰余金の配当をするときは、(以下現行どおり)</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>第12条の3 (A種優先中間配当金) 当銀行は、<u>第42条</u>に定める中間配当をするときは、(以下現行どおり)</p> <p>第12条の4～第12条の9 (現行どおり)</p> <p>第12条の10 (除斥期間) 第<u>43条</u>の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第21条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第22条 (員 数) 当銀行の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略) (新設)</p> <p>第24条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第22条 (員 数) 当銀行の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>第23条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第24条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第25条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、<u>専務取締役、常務取締役</u>それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>第26条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役頭取</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役頭取</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>（新設）</p> <p>第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から<u>取締役会長、取締役頭取</u>各1名、取締役副頭取若干名を定めることができる。</p> <p>第26条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員は、</u><u>取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条（取締役会の決議方法） （条文省略） （新設）</p> <p><u>2.</u>（条文省略）  （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第<u>29</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>30</u>条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条（取締役会の決議方法） （現行どおり）</p> <p><u>2.</u> 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p> <p><u>3.</u>（現行どおり）</p> <p>第<u>29</u>条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第<u>30</u>条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第<u>31</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>32</u>条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第31条（社外取締役の責任免除）</u>  当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u>  <u>第32条（員数）</u>  <u>当銀行の監査役は、6名以内とする。</u></p> <p><u>第33条（選任方法）</u>  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第34条（任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>第33条（取締役の責任免除）</u>  当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役（監査等委員である取締役以外の取締役にあっては社外取締役であるものに限る。）との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>（削除）  （削除）  （削除）  （削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第35条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役会の招集通知）</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役会の決議方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条（監査役の報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第40条（社外監査役の責任免除）</u>  <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	(削除)



現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>第34条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第35条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第36条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> <u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u>
(新設)	<u>第37条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u>
(新設)	<u>第38条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>45</u>条（配当金の除斥期間） （条文省略） （新設）</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>43</u>条（配当金の除斥期間等） （現行どおり）</p> <p><u>2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。</u></p>

以 上